

(趣旨)

第1条 この要綱は、早期の遺伝的能力評価により、能力の高い繁殖雌牛群の選抜・造成を行い、もって産肉能力の優れた和牛の増殖を図るため、遺伝的能力評価の費用に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金は、幕別町に住所を有する和牛繁殖農業者等（以下「補助対象事業者」という。）が飼養する和牛で、当該年（1月から12月）に産まれた雌牛及び保留のために導入する雌牛を対象に遺伝子検査を行った場合に補助するものとする。ただし、町税及び使用料等を滞納している補助対象事業者は当該補助対象から除くものとする。

2 前項に規定する以外の補助を受ける場合は、当該補助対象から除くものとする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、遺伝子検査に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の4分の1の額とする。ただし、1頭当たりの補助金の上限額は3,500円とする。

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付申請、実績報告その他補助金の交付に関する手続は、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号。以下「規則」という。）の例によるものとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に肉用牛遺伝的能力評価支援事業計画（実績）書（様式第1号）及び納付状況調査同意書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第2条に定める遺伝子検査が完了したときは、速やかに規則第15条に定める補助事業等実績報告書に肉用牛遺伝的能力評価支援事業計画（実績）書（様式第1号）及び遺伝子検査の結果が分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付手続等に関する権限の委任)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付手続等に関する権限を所属する農業協同組合に委任することができる。

2 前項の委任をする補助対象事業者は、委任状（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、虚偽の申請等により補助金の交付を受けた場合又は補助金の交付を受けた補助対象事業者が他の補助金を受けた場合には、補助金の返還をさせることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月6日要綱基準等第35号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱基準等第24号）

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱基準等第20号）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。